

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡妹Jの亡夫K（以下「被災者」という。）は、A市に本社を置き、溶融めっき業を営むB会社に昭和〇年〇月〇日に入社し、昭和〇年〇月〇日からC市所在の同社D工場（以下「工場」という。）において溶融亜鉛めっきの仕上げ業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、突然ドスンという音を聞いた同僚により工場内厚生棟横付近で地面に倒れているところを発見され、心拍停止状態のままE病院に救急搬送された。同病院で心拍再開し入院治療を受けたが、同月〇日午前〇時〇分に死亡した。死亡診断書の直接死因欄の傷病名は「狭心症」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に未支給の遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会としても、F医師の意見書のとおり、被災者が死亡に至った疾患名は心臓性突然死（以下「本件疾病」という。）であり、その発症時期は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃であったと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

発症直前から前日までの間において、被災者が「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(4) 短期間の過重業務について

ア 請求人らは、被災者の時間外労働時間数の算定に当たり、始業及び終業時刻はタイムカードに基づくべきであり、また、残業時に休憩はなかったとみるべきであると主張するので、以下、検討する。

(ア) 始業時刻について

被災者は毎日午前6時前後に入門していたが、被災者はクレーンの操作ができず、仕事の段取りができなかったことから、タイムカード打刻時刻（入門時刻）を直ちに始業時刻とみることはできない。被災者の上司であ

った品質リーダーのGは、要旨、必ず自分の方が被災者より早く出て作業を開始していたと申述していることから、被災者の実際の始業時刻は、どんなに早くみてもGの作業開始時刻に更衣時間（5分程度）を考慮した時刻であったと推定するのが妥当であると判断する。

(イ) 終業時刻について

被災者は仕事終了後お風呂に入ってから帰宅していたが、入浴時間は労働時間とは認められないことから、タイムカード打刻時刻を直ちに終業時刻とみることはできない。被災者の終業時刻は、勤務時間申告書の終業時刻に更衣時間（5分程度）を考慮した時刻であったと推定するのが妥当であると判断する。

(ウ) 休憩時間について

請求人らは、被災者の残業時に休憩はなかったと主張するが、その主張を根拠付ける客観的資料は確認できない。一方、総務担当のHは、要旨、被災者は残業時には必ず15分の休憩をとっており、直前に購入したパンと牛乳を配布していたと申述していることから、残業時には15分の休憩があったものと判断する。

イ 上記により算定した被災者の発症日の前日以前1週間の総労働時間数は69時間15分であり、発症日の3日前に休日を取得していたことが認められる。

ウ また、請求人らは、労働時間以外の負荷要因として、被災者の作業環境は過酷であったと主張するが、温度環境は少なくともC市の外気温程度であり、騒音は認められるものの、耳栓を使用していたことから、過酷であったとまでは認められない。

エ 以上から、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

(5) 長期間の過重業務について

被災者の発症前6か月間の時間外労働時間数は、上記(4)のAの(イ)のとおり入浴時間を労働時間として算入すべきでないことから、監督署長が認定した被災者の発症前6か月間の時間外労働時間数を下回ることは明らかである。

したがって、発症前1か月間及び発症前2か月間ないし6か月間における月平均時間外労働時間数は、いずれも業務と発症との関連性が強いと評価できる

月80時間に至っておらず、その他心身への特段の負荷要因も認められないことから、被災者が発症前おおむね6か月間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

(6) 基礎疾患等について

ア 被災者の直近の定期健康診断結果（平成〇年〇月〇日受診）をみると、既往歴として、狭心症、コレステロールを下げる薬を服用中とあり、高血圧（152-80mmHg）、血糖値上昇（179mg/dl）などの異常所見、喫煙の習慣があったことが認められる。

イ また、被災者は、平成〇年〇月〇日と同年〇月〇日のいずれも早朝に二度倒れ、その後、I外科・整形外科医院に受診していたことが認められる。

ウ さらに、F医師は、意見書において、要旨、被災者は確定診断ではないが狭心症の診断があり、脂質異常でも治療しており、血糖も高めであったことから、既存の虚血性心疾患が偶然、自然経過にて悪化、致死性不整脈が出現したもので、業務との相当因果関係はないと思われると述べている。

エ 以上から、被災者の健康状態については、多くの問題があったことが認められる。

(7) 以上のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、異常な出来事への遭遇、短期間の過重業務及び長期間の過重業務のいずれも認められず、被災者の既存の虚血性心疾患が偶然、自然経過により悪化したものと考えられることから、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした未支給の遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。